

千葉県告示第557号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和4年6月29日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
フォレストキッズ稲毛海岸教室  千葉県美浜区高州 3-14-8 花澤高州ビル2F-B	株式会社 Grandarbo  千葉県市川市行徳駅前 2丁目8-3 Y'sビル2階  代表取締役 太田 良	令和4年 7月1日	1250102066	児童発達支援